

答 申

第1 審査会の結論

実施機関は、不開示とした情報のうち、次の情報を開示すべきである。

- 1 計算書類のうち、貸借対照表における中科目である「有形固定資産」及び「その他の固定資産」に係る「本年度末」欄、「前年度末」欄及び「増減」欄
- 2 貸借対照表に附属する固定資産明細表における「有形固定資産」及び「その他の固定資産」に係る「差引期末残高」の「計」欄

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成21年5月8日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「（学） に係る当初予算、補正予算、収支決算書、補助金申請書、補助金決算報告書（上記の直近5年間の分）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成21年5月22日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書を別紙1のとおり特定した上で、別紙1の開示しない部分（以下「本件不開示情報」という。）を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、別紙1の開示しない理由を付して、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成21年6月8日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件不開示情報のうち、資金収支計算書中、「施設関係支出の建物支出と構築物の金額」及び「設備関係支出の教育研究用機器備品支出とその他の機器備品支出の金額」並びに貸借対照表中、「建物、構築物、教育研究用機器備品、その他の機器備品の金額」の開示を求める異議申立てを行った。

4 諮 問

平成21年6月15日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

平成21年度 行政文書開示許可申請書の一部開示決定処分で不開示となった部分のうち以下の開示をもとめます。

(1) 資金収支計算書

施設関係支出の建物支出と構築物の金額

設備関係支出の教育研究用機器備品支出とその他の機器備品支出の金額

(2) 貸借対照表

建物、構築物、教育研究用機器備品、その他の機器備品の金額

2 異議申立ての理由

キリスト教主義を標榜する他府県の幼稚園で事業経費補助金を理事長の自宅のリフォーム費に不正流用していたり、少子化対策費補助金を教会の長椅子購入費に流用していたこと等が発覚し、その1件が読売新聞と毎日新聞で報道されました。(京都市では現在住民監査請求審査中、京都府に対して住民監査請求準備中)

上記いずれも教育機器購入費にもぐりこませていたり、構築物で宗教法人の施設の修理等を実行していました。

牧師を園長兼理事長に据える幼稚園にあって、キリスト教を傘に著て、行政を信用させ、不正流用することは社会的に見ても許されることではありません。このような不正流用を防ぐため同宗派()の傘下の幼稚園について同様の流用が行われていないかを精査することが緊急に必要であり、税金で園児の教育のために補助されているお金が目的にかなった正しい使われ方がされているかを点検することが今一番重要であると思われるので上記不開示部分を是非とも開示されたいと要望いたします。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している異議申立人が異議申立ての趣旨で開示を求めている部分を不開示とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 資金収支計算書及び貸借対照表について

奈良県は、県内に所在する私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校又は幼稚園を設置する学校法人に対し、これらの学校の運営に要する経費について、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第9条に基づく国の補助を受けたうえで、予算の範囲内において補助金(以下「私立学校教育経常費補助金」という。)を交付している。私立学校振興助成法第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、私立学校振興助成法第14条に基づき、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成し、所轄庁である奈良県に届け出なければならないこととされている。

学校法人 〇〇は、異議申立人が開示を求めた直近5年間（平成16年度から平成20年度までの間）、奈良県より私立学校教育経常費補助金の交付を受けており、資金収支計算書及び貸借対照表（以下「本件行政文書」という。）は、学校法人 〇〇が私立学校振興助成法第14条に基づき、県に届け出た書類である。

2 不開示の理由について

(1) 本件行政文書の性格について

私立学校については、私立学校法（昭和24年法律第270号）第1条において、「この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによつて、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。」と規定されている。国公立学校が国または地方公共団体の設置する施設として公費でまかなわれるものであるのに対し、私立学校は私人の寄附財産等により設立され、運営されることを原則とする特性がある。そのため、私立学校法では、私立学校や学校法人の組織運営に法的規制を加えることによってその公共性の高揚を図りながらも、その一方で、所轄庁が、一定の権限を行使するにも私立学校審議会の意見を聴くことを義務付けるなど、その権限に制限を加えることにより、その自主性が重視されている。

本件行政文書は、私立学校法第47条において、学校法人が毎会計年度終了後2月以内に作成し、各事務所に備え置かなければならないこととされ、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこととされている。

ここでいう「利害関係人」とは、「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について（通知）」（平成16年7月23日付け16文科高第304号。以下「文科省通知」という。）において、在学者のほか、学校法人との間で法律上の権利義務関係を有する者を指すものとされ、具体的には、例えば 当該学校法人の設置する私立学校に在学する学生生徒やその保護者、当該学校法人と雇用関係にある者、 当該学校法人に対する債権者、抵当権者等がこれに該当することとされ、これら利害関係人以外の者に対し閲覧に供することについては、各学校法人の判断に委ねられている。

さらに、文科省通知では、財務情報の公開について、「小規模法人への配慮等について」として、各都道府県における所轄の学校法人に対して指導を行うに際しては、小規模法人に過度の負担とならないよう配慮されたいとしている。学校法人 〇〇は、幼稚園1園のみを設置する小規模な学校法人であり、財務状況については、ホームページ等において公開していないことから、本件行政文書の開示に当たっては当該学校法人の負担とならないよう配慮すべきであると考えられる。

また、近年の少子化の影響で、私立学校間の競争関係は今後ますます激化していく状況にあるが、各学校法人は園児確保のため、独自の特徴を活かした経営によりこれに対応している。このような状況の中で、会計書類から経営上の秘密をある程度うかがい知る可能性を否定することはできず、さらに、会計書類から把握できる財務内容

によっては、当該学校法人が経営的信用を失い、社会的評価を低下させることもある。

(2) 条例第7条第3号該当性について

本件行政文書は、学校法人に係る財務に関する記録であり、その内容は、当該学校法人の内部管理情報であり、条例第7条第3号に規定する情報である。

まず、貸借対照表は、学校法人の財政状況が記録されたものである。学校法人の財産は、私人の寄附財産等により形成されたものであり、その管理、運用は、法人の事業運営上の内部管理に属する事項として最も自主性が尊重されるべきものである。したがって、貸借対照表のすべてを開示することになれば、他の幼稚園設置法人などが知り得た情報と比較し当該学校法人の経営方針や経営戦略、例えば、教員の人件費、設備、教具にどの程度ウェイトをかけるといった経営方法をうかがい知ることができ、当該学校法人の社会的に受忍すべき限度を超え、当該学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考ええる。

次に、資金収支計算書は、学校法人の単年度の収支状況が記録されたもので、具体的には、学校法人の予算、決算、資金の流れ、収支の均衡状況を示すものである。したがって、資金収支計算書のすべてを開示することになれば、教育、その他の諸活動のうち、どの活動にどれだけの力点をおいているのか、あるいは、収入支出の実態など学校の経営の方針、ノウハウが明らかになることから、当該学校法人が、自主性、独自性を活かした自由な教育その他学校運営を行っていくうえで、当該学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考ええる。

しかしながら、学校法人会計基準では、資金収支計算書については大科目及び小科目、貸借対照表については大科目、中科目及び小科目について記載すべき科目名が規定されていることから、これらの科目名については不開示とすべきではないと考える。ただし、小科目については任意に細分できるとされており、細分化された小科目の内容は、法人の実施する個別具体的事業名や取引先金融機関名等、直接的に法人の経営内容を指し示すものであり、開示することになれば、当該学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考ええる。

また、大科目の金額については、仮に開示したとしても、学校法人のある程度の財務分析は可能であるが、当該学校法人の経営方針、財産の管理、運用方針が、具体的に明らかになるとはいえないことから、当該学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえない。

したがって、本件行政文書において、開示しない部分に記載された情報については条例第7条第3号アに該当すると考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民

本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に添って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、私立学校振興助成法第14条の規定により、補助金の交付を受ける学校法人が作成し、所轄庁に届け出なければならないとされている財務計算に関する書類の一部である。また、学校法人が、私立学校法第47条第1項の規定により、毎会計年度終了後2月以内に作成しなければならない書類の一部でもある。

資金収支計算書には、学校法人が毎会計年度、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金（現金及びいつでも引き出すことができる預貯金をいう。）の収入及び支出のてん末が記録されており、貸借対照表には、学校法人の当該年度末における財務状況が記録されている。

なお、学校法人は、私立学校法第47条第2項の規定により、貸借対照表、収支計算書等を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないとされているが、何人に対しても閲覧に供することとはされていない。

3 条例第7条第3号該当性について

(1) 条例第7条第3号該当性について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する情報については、不開示とする旨規定している。

実施機関は、本件不開示情報のうち異議申立人が異議申立ての趣旨で開示を求めている部分については、条例第7条第3号アに該当しているとのため、以下検討する。

学校法人会計基準によると、資金収支計算書中、「施設関係支出」及び「設備関係支出」は大科目であり、「建物支出」、「構築物支出」、「教育研究用機器備品

支出」及び「その他の機器備品支出」は小科目である。また、貸借対照表中、「建物」、「構築物」、「教育研究用機器備品」及び「その他の機器備品」は小科目である。

また、「建物支出」は、建物に附属する電気、給排水、暖房等の設備のための支出を含み、「構築物支出」は、プール、競技場、庭園等の土木設備又は工作物のための支出であり、「教育研究用機器備品支出」は、標本及び模型の取得のための支出を含むとされている。「建物」は、建物に附属する電気、給排水、暖房等の設備を含み、「構築物」は、プール、競技場、庭園等の土木設備又は工作物であり、「教育研究用機器備品」は、標本及び模型を含むとされている。

実施機関は、資金収支計算書及び貸借対照表の大科目の金額は開示し、資金収支計算書及び貸借対照表の小科目並びに貸借対照表の中科目の金額は不開示としている。

異議申立人が異議申立ての趣旨で開示を求めている部分に係る金額は、資金収支計算書及び貸借対照表の小科目に係る金額であり、法人の事業運営上の内部管理情報である。これらの金額については、学校法人の経営に要する経費の詳細な内訳であり、当該法人の財政状態、独自の経営戦略及び自主的な資産運用の実態を示すものであることから、学校法人の公的性格を考慮してもなお、これを公にすることにより、学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、資金収支計算書及び貸借対照表の小科目に係る金額は、条例第7条第3号アに該当すると認められる。

しかしながら、貸借対照表の中科目については、その金額を開示することとなれば固定資産の内訳の大まかな情報をうかがい知ることが可能ではあるが、小科目の金額が開示されなければ、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまではいえない。

そうすると、貸借対照表中、中科目である「有形固定資産」及び「その他の固定資産」に係る「本年度末」欄、「前年度末」欄及び「増減」欄に記録されている金額並びに貸借対照表に附属する固定資産明細表における「有形固定資産」及び「その他の固定資産」に係る「差引期末残高」の「計」欄に記録されている金額については、開示しても法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるといえないと認められる。

したがって、貸借対照表の中科目に係る金額は、条例第7条第3号アに該当しないと認められる。

(2) 補助金に関する文書について

異議申立人は、異議申立ての理由で、補助金が目的にかなった正しい使われ方がされているかを点検することが重要であるので、是非とも開示されたい旨主張する。

たしかに、資金収支計算書及び消費収支計算書における補助金収入の内訳を構成する小科目については、当該法人に対する何らかの公的資金による補助を示すもの

であり、補助金を交付する側がその金額を明らかにしていることに照らすと、これを不開示とする理由はなく、資金収支計算書及び消費収支計算書における補助金収入の欄については、小科目の金額まで開示すべきである。

本件決定においても、資金収支予算書及び消費収支予算書並びに資金収支計算書及び消費収支計算書における補助金収入は、小科目及びその金額まで開示されている。

しかし、異議申立人が異議申立ての趣旨で開示を求めている部分は、公的資金による補助を示すものではなく、補助金を交付する側で金額を明らかにしているものでもないので、(1)の結論を左右するものではない。

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙2のとおりである。

学校法人 に係る行政文書、その開示しない部分及び開示しない理由

特定した行政文書		開示しない部分	開示しない理由	
年度	行政文書の名称		根拠 (条例)	理由
16	収支予算書			
17				
18	表紙			
19				
20	資金収支予算書	<ul style="list-style-type: none"> ・小科目の金額（補助金収入の小科目を除く。） ・大科目を開示することにより小科目の金額を知りうる場合の小科目名 ・小科目の内訳に係る項目 	第7条 第3号	左記不開示部分を開示することは、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
	消費収支予算書	同上		
16	計算書類			
17				
18	表紙			
19				
	資金収支計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・小科目の金額（補助金収入の小科目を除く。） ・大科目を開示することにより小科目の金額を知りうる場合の小科目名 ・小科目の内訳に係る項目 ・小科目の金額に係る担当者記載事項 	第7条 第3号	左記不開示部分を開示することは、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
	人件費支出内訳表	・計を除く金額		
	消費収支計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・小科目の金額（補助金収入の小科目を除く。） ・大科目を開示することにより小科目の金額を知りうる場合の小科目名 ・小科目の内訳に係る項目 		
	貸借対照表	・中小科目の金額		

特定した行政文書		開示しない部分	開示しない理由	
年度	行政文書の名称		根拠 (条例)	理 由
16 17 18 19		<ul style="list-style-type: none"> ・大科目を開示することにより小科目の金額を知りうる場合の小科目名 ・小科目の内訳に係る項目 ・注記の金額及び項目に係る説明 ・小科目及び注記の金額に係る担当者記載事項 	第7条 第3号	
	固定資産明細表	<ul style="list-style-type: none"> ・金額（差引期末残高の合計欄を除く。） ・摘要欄 		
	借入金明細表	<ul style="list-style-type: none"> ・借入先名、金額、利率、返済期限 ・摘要欄 		
	基本金明細表	<ul style="list-style-type: none"> ・要組入高、組入高、未組入高の金額（組入高の事項欄合計の前期繰越高、当期組入高、当期末残高の金額を除く。） ・基本金が1の場合の基本金の号数 ・当期組入高の内訳に係る事項及び当該事項に係る別紙 ・摘要欄 		
20	計算書類	一式		当該文書を取得していないため
16 17 18 19 20	私立学校教育経常費補助金交付申請書 私立学校教育経常費補助金使用計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費、設備関係経費の金額 	第7条 第3号	左記不開示部分を開示することは、資金収支の小科目の一部まで開示することになり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため

特定した行政文書		開示しない部分	開示しない理由	
年度	行政文書の名称		根拠 (条例)	理 由
16 17 18 19 20	私立学校教育経常費補助金変更交付申請書 私立学校教育経常費補助金使用計画書	・人件費、設備関係経費の金額	第7条 第3号	左記不開示部分を 開示することは、資 金収支の小科目の一 部まで開示すること になり、当該法人の 権利、競争上の地位 その他正当な利益を 害するおそれがある ため
	私立学校教育経常費補助金に係る交付指令書 私立学校教育経常費補助金交付決定に係る一覧			
16 17 18 19	私立学校教育経常費補助金に係る実績報告書 私立学校教育経常費補助金使用明細書	・人件費、設備関係経費の金額	第7条 第3号	左記不開示部分を 開示することは、資 金収支の小科目の一 部まで開示すること になり、当該法人の 権利、競争上の地位 その他正当な利益を 害するおそれがある ため
20	私立学校教育経常費補助金に係る実績報告書	一式		当該文書を取得し ていないため
16 17 18 19 20	財産目録	一式		当該文書を取得し ていないため

審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成21年 6月15日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成21年 7月14日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成21年11月20日 (第136回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成21年12月17日 (第137回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成22年 1月 8日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いしぐる よしひこ 石黒 良彦	弁護士	
おんだ まさこ 音田 昌子	元読売新聞大阪本社編集委員	
ちはら みえこ 千原美重子	奈良大学教授（臨床心理学）	
みなみがわ あきひろ 南川 諦弘	大阪学院大学教授（行政法）、弁護士	会 長
わたなべ まさる 渡辺 賢	大阪市立大学教授（憲法）	会長代理